

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年12月28日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等	
2. 都道府県名	埼玉県	
3. 市区町村名	川口市	
4. 届出番号	5	
5. 独自利用事務の事例番号	74-1	
6. 独自利用事務の対象者	出生から小学校就学後中学校修了前までの児童とその保護者及び配偶者	

執行機関名 川口市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	川口市子ども医療費の支給に関する条例(昭和四十八年条例第三十八号)による受給資格の登録及び医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第五の項 川口市子ども医療費の支給に関する条例(昭和四十八年条例第三十八号)による受給資格の登録及び医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号) 第一条	川口市子ども医療費の支給に関する条例 第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、(児童を養育している者)に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う(児童の健やかな成長)に資することを目的とする。	第一条 この条例は、子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするために、(子ども)に対し、医療費の一部を(支給)することにより、(子どもの保健の向上)と(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		川口市子ども医療費の支給に関する条例川口市子ども医療費の支給に関する条例施行規則